

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年10月16日
事業者の氏名又は名称	保内運送有限会社(法人番号9500002013536)(代表者 竹井伸夫)
事業者の所在地	愛媛県八幡浜市保内町宮内5番耕地228番地
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県八幡浜市保内町宮内5番耕地228番地
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	令和6年9月18日及び同年12月2日に、労働局と合同で監査を実施したところ、9件の違反が確認された。 (1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等の業務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第8条) (5)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (6)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (7)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項) (8)特定の運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項) (9)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)
当該違反点数(営業所)	6点
違反点数(事業者)	6点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年10月23日
事業者の氏名又は名称	有限会社金丸産業(法人番号7470002016346)(代表者 金丸忠義)
事業者の所在地	香川県観音寺市大野原町大字大野原4156番地2
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県観音寺市大野原町大字大野原4156-2
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(136日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号、第17条第1項第2号、第17条第4項、第60条第1項
違反行為の概要	令和6年12月17日に、利用者等からの苦情等を端緒として監査を実施したところ、16件の違反が確認された。 (1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間並びに1日当たりの運転時間の限度を超え、乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項) (3)乗務員等の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(安全規則第3条第6項) (4)整備管理者の選任の届出をしていなかったこと(道路運送車両法(以下「車両法」)第52条) (5)自動車検査証の有効期間が満了している事業用自動車を運行していたこと(車両法第58条第1項) (6)整備管理者に対して、法令で定められた研修を受講させていなかったこと(安全規則第3条の5) (7)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (8)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条) (9)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (10)運行指示書を作成していなかったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項) (11)運転者等台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項) (12)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (13)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第10条第1項) (14)特定の運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項) (15)新たに雇い入れした運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項) (16)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)
当該違反点数(営業所)	14点
違反点数(事業者)	14点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和7年10月24日
事業者の氏名又は名称	有限会社ジャパン開発(法人番号5470002016785)(代表者 濱井大)
事業者の所在地	香川県三豊市山本町神田1758
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県三豊市山本町神田1758
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(99日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第8条第1項(同法第9条第3項前段適用)、第17条第1項第1号、第17条第4項
違反行為の概要	令和7年2月6日及び同年3月11日に、労働局と合同で監査を実施したところ、6件の違反が確認された。 (1)事業計画に定める営業所に配置する事業用自動車の種別毎の数について事業計画どおり業務を行っていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号、第2号) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間、連続運転時間、1日当たりの運転時間及び1週間当たりの運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項) (4)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (5)運転者等の業務について定められた事項の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第8条) (6)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)
当該違反点数(営業所)	10点
違反点数(事業者)	10点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月1日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	財田郵便局営業所	香川県三豊市財田町財田上2195-12	輸送施設の使用停止 (118日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月6日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不实記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			直島郵便局営業所	香川県香川郡直島町1121-6	輸送施設の使用停止 (139日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月6日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の記録に不实記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			詫間郵便局営業所	香川県三豊市詫間町詫間6818-1	輸送施設の使用停止 (154日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月12日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不实記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			小川郵便局営業所	高知県吾川郡いの町小川東津賀才東ゴミ87	輸送施設の使用停止 (110日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月18日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、 (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不实記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月1日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	延野郵便局営業所	徳島県那賀郡那賀町延野字大原250－1	輸送施設の使用停止 (160日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月20日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			三木郵便局営業所	香川県木田郡三木町池戸3011－2	輸送施設の使用停止 (151日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			小松郵便局営業所	愛媛県西条市小松町新屋敷甲471－4	輸送施設の使用停止 (127日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			夜須郵便局営業所	高知県香南市夜須町千切640の1	輸送施設の使用停止 (134日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月28日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月8日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	奈半利郵便局 営業所	高知県安芸郡奈半利町水門乙1257	輸送施設の使用停止 (160日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月27日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			野市郵便局営業所	高知県香南市野市町西野677-1	輸送施設の使用停止 (143日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月13日及び同年7月23日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			本山郵便局営業所	高知県長岡郡本山町本山宇東野602-1	輸送施設の使用停止 (160日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月25日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			板東郵便局営業所	徳島県鳴門市大麻町板東栗女8	輸送施設の使用停止 (148日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月24日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月8日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	今井郵便局営業所	徳島県名西郡神山町下分今井135-2	輸送施設の使用停止 (134日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月8日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			牟岐郵便局営業所	徳島県海部郡牟岐町中村本村54-44	輸送施設の使用停止 (140日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			窪川郵便局営業所	高知県高岡郡四万十町茂串町1-30	輸送施設の使用停止 (110日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			室戸郵便局営業所	高知県室戸市浮津74-5	輸送施設の使用停止 (159日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月15日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	高松南郵便局 営業所	香川県高松市勅使町700	輸送施設の使用停止 (84日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 第36条第2項(同法第17 条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月8日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			伊予長浜郵便局 営業所	愛媛県大洲市長浜甲281－3	輸送施設の使用停止 (83日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 第36条第2項(同法第17 条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年5月15日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			善通寺郵便局 営業所	香川県善通寺市文京町二丁目9－2	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法 第36条第2項(同法第17 条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月6日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			綾歌郵便局 営業所	香川県丸亀市綾歌町岡田下531－6	輸送施設の使用停止 (85日車)	貨物自動車運送事業法 第36条第2項(同法第17 条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月26日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月15日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	肱川郵便局営業所	愛媛県大洲市肱川町山鳥坂80-2	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月25日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			川内郵便局営業所	愛媛県東温市南方594-1	輸送施設の使用停止 (151日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月9日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			久万郵便局営業所	上浮穴郡久万高原町久万224-3	輸送施設の使用停止 (124日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			香南郵便局営業所	香川県高松市香南町由佐347-1	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月22日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	川内郵便局営業所	徳島県徳島市川内町沖島243－1	輸送施設の使用停止 (110日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月12日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			大野見郵便局営業所	高知県高岡郡中土佐町大野見吉野4	輸送施設の使用停止 (72日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月18日に監査を実施したところ、1件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0
			大豊郵便局営業所	高知県長岡郡大豊町杉768－1	輸送施設の使用停止 (129日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月25日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			板野郵便局営業所	徳島県板野郡板野町大寺泉口23－3	輸送施設の使用停止 (22日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)	0	0

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月22日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	北川郵便局営業所	徳島県那賀郡那賀町木頭北川棚ノ奈路38	輸送施設の使用停止 (56日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			春野郵便局営業所	高知県高知市春野町弘岡上84-2	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日に監査を実施したところ、2件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			大柵郵便局営業所	高知県香美市物部町大柵1641	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月23日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			山北郵便局営業所	高知県香南市香我美町山北560-4	輸送施設の使用停止 (85日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月28日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第5項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年10月29日	日本郵便株式会社 (法人番号1010001112577) (代表者 小池信也)	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	中島郵便局営業所	愛媛県松山市中島大浦3036－1	輸送施設の使用停止 (87日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月4日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			津島郵便局営業所	愛媛県宇和島市津島町岩松字古川甲576	輸送施設の使用停止 (112日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月9日に監査を実施したところ、3件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0
			伯方郵便局営業所	愛媛県今治市伯方町木浦甲3458－2	輸送施設の使用停止 (91日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項(同法第17条第4項準用)	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年9月12日に監査を実施したところ、4件の違反が認められた。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施が不適切であったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (4)運転者等に対する点呼の記録に不実記載を行っていたこと(安全規則第7条第5項)	0	0

※ 令和7年3月31日以前の違反行為については、法改正前の違反の条項を記載しています。